

健が発0727第1号
平成30年7月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

がん検診の適切な実施体制について

がんの死亡率の減少を図る上では、がん検診により、がんを早期に発見し、早期治療につなげていくことが重要である。このため、科学的根拠に基づくがん検診を適切な精度管理の下で実施する上で必要な事項として、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）において、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「指針」という。）を示しており、昨年にも、当職より「がん検診の適切な実施について」（平成29年9月15日付け健が発0915第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）を発出するなど、周知徹底を依頼しているところである。

しかしながら、先般、肺がん検診について、市区町村で実施するがん検診の受託検診実施機関においてがんが疑われる陰影を見落としした事案が発生した。

については、改めて、適切な精度管理の下でがん検診が行われることを徹底すべく、貴管下の市区町村に対し、下記の点について、周知徹底をお願いする。また、関係団体、特に市区町村からがん検診を委託される検診実施機関等への周知についても、ご協力をお願いする。

記

- 1 肺がん検診における胸部エックス線検査の読影体制については、指針において、「胸部エックス線写真については、2名以上の医師（このうち1名は、十分な経験を有すること。）が読影する。またその結果によっては、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。」としているため、これに基づいてがん検診を実施すること。
- 2 指針には、がん検診の事業評価は、「技術・体制的指標」と「プロセス指標」による評価を徹底することが適当であるとまとめられており、「技術・

体制的指標」として、「事業評価のためのチェックリスト」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」が示されていることから、がん検診を実施する際には、これらに基づいた精度管理を行うこと。

- 3 特に、がん検診を検診実施機関に委託する際には、検診実施機関の質を担保する観点から、仕様書等の内容に基づいて適切に検診実施機関を選定すること。